

提案事業者各位

「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業提案事業者募集要項」6に基づき、提出された質問書に対し、下記のとおり回答します。

No.	質問		回答
1	品質の管理について	<p>参加施設から排出されるPETボトルの分別や品質に関しては横浜市様の方から一定の品質の基準を守るようになどの案内、周知徹底などのご協力はいただけますでしょうか。</p> <p>また現状はどのような品質でしょうか。 (対象のPETは自販機横のような品質のものになっていくのか、家庭ごみに近い形での排出になるのか)</p>	<p>本事業の参加に際しては、本年1～2月末の実証実験結果を基に定めた「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業」に係る参加規約（以下、「参加規約」という）第2条の参加条件及び参加規約の別紙1「回収する使用済みペットボトルの条件」を満たすことを条件に参加施設を募集しているため、本事業に必要な使用済みペットボトルの品質は確保される見込みです。</p> <p>また、前述の別紙1の条件に適合しない状態が継続する場合は、当法人、実施事業者又は関係行政機関より必要に応じて参加施設に対し改善を求めています〔参加規約第10条（8）〕。</p> <p>なお、「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業提案事業者募集要項」（以下、「募集要項」という）の別紙2「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業実施条件」（以下、「実施条件」という）2（4）のとおり、実施事業者も当法人、横浜市及び参加施設が行う本事業の普及・啓発活動に協力することを条件としています。</p> <p>参加施設の現況（本事業を実施していない状況）の「分別状況」は、募集要項の別紙1「2使用済みペットボトルの発生量」（1）～（3）及び【参考】をご参考ください。ペットボトルに関しては、現況はラベル・キャップがついた状態で排出されている状況のものも含まれていると推測されますが、本事業で参加施設より提供される使用済みペットボトルは、参加規約第2条及び別紙1を満たすことを条件としています。</p> <p>なお、ビン・缶や飲み残し、その他プラスチック類等の異物が混合された場合は、本事業の回収対象外となりますので、実施事業者は回収せず、置き置きいただくこととなります〔募集要項別紙2実施条件2（3）〕</p>
2	<p>既存のフローの確認 (業者、回収形態、お金の流れについて)</p>	<p>・既存のMM21本事業対象のPETを回収している業者様をご教示ください。</p> <p>・PETは現状廃棄物扱いなのか、有価物扱いなのかについてもご教示ください。</p> <p>・その際のお金の流れについてもご教示ください。開示できる範囲内で詳細に金額含めてご教示ください。</p>	<p>各参加施設の既存のペットボトル回収事業者は、本事業の実施事業者決定後、選定事業者へ情報開示いたします。</p> <p>現況の各参加施設の使用済みペットボトルについては、原則、飲料自販機協の回収ボックスのペットボトルは自販機業者により廃棄物として回収され、それ以外のペットボトルは産業廃棄物として各施設が処理業者に処理費用を支払い、廃棄処理されています。一部自主的な取組としてボトルtoボトルのリサイクルを実施している施設がある可能性もありますが、当方では把握しておりません。その処理費用、流れについては、施設により異なり、非公開情報のため開示することはできません。</p> <p>本事業は、みなとみらい21地区内の各施設で現在廃棄物として処理されている使用済みペットボトルを、飲料メーカー等により新たなペットボトルにリサイクルすることを目的とした、原材料調達としての使用済みペットボトルの自主回収事業として実施するものです。本事業で回収する使用済みペットボトルは、参加施設から有価物として有償又は無償で回収するものとし、その方針や有償の場合の価格設定等の詳細は、本事業の実施事業者決定後、選定事業者と当法人及び各参加施設との協議により決定します〔募集要項3（1）（2）（4）〕。</p> <p>なお、提案書（様式3）の（6）「想定事業費」の記載にあたっては、募集要項別紙1の参加施設数及び使用済みペットのボトルの発生量(2023年度実績)をご参考のうえ、推定、算出をお願いいたします。</p>

No.	質問		回答
3	回収・収集に関して	各施設を回るのではなく一か所（または数か所）に集約できるストックヤードがあるか。また、その場所使用に関して横浜市様のご協力頂けるかについてご教示ください。	本事業の使用済みペットボトルの回収・収集は、各施設の収集場所を巡回し実施するものとします。本事業の使用済みペットボトルを集約できるストックヤードとして、提供できる場所はありません。提案事業者様にてご準備をお願いいたします。収集拠点やリサイクル拠点、その他本事業を行うために必要な拠点は、提案書（様式3）の（1）「事業実施場所」に記載してください。なお、当地区内にストックヤードの候補施設がございましたら、実施事業者選定後、当法人及び横浜市等より候補施設に対し、調整の協力を行うことは可能ですが、各施設の判断によるため、実現の保証はできません。
4	関係者の協議事項で決定していくものについて、協議がまとまらない場合の対処についてご教示ください。		本事業において、疑義が発生した場合、参加規約及び募集要項、実施条件等に定めのない事項が生じた場合は、本事業における関係者（当法人、参加施設、実施事業者、横浜市等）が誠意をもって協議し、解決して参ります。なお、前述の協議にもかかわらず、解決が叶わない場合は、参加施設等に対し、本事業への参加承認取り消し等の対応をとる場合もあります〔参加規約第10条（9）〕。
5	各参加施設ごとの位置関係、距離などに関する情報をご教示ください。（マップなど）		<p>本事業の参加施設の名称・所在地・使用済みペットボトルの収集場所等の詳細は、提案事業者決定後、選定事業者へ情報開示いたします。</p> <p>なお、前回1～2月に実施した実証実験への参加施設（計37施設）は、下記（参考1）の横浜市記者発表資料に掲載していますので、ご参考ください。また、各施設の位置関係、距離については、下記（参考2）のみなとみらい21地区の開発状況図をご参考ください。</p> <p>（参考1） 2024年1月30日 横浜市記者発表資料 「みなとみらい21地区でペットボトルの「ボトルtoボトル」リサイクル実証実験を開始しました！」 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2023/20240130mm21btob.files/20240130mm21btob.pdf">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/green/2023/20240130mm21btob.files/20240130mm21btob.pdf</a></p> <p>（参考2） みなとみらい21インフォメーションvol.95 <a href="https://www.ymm21.jp/upload/Information%20Vol95_WEB_J.pdf">https://www.ymm21.jp/upload/Information%20Vol95_WEB_J.pdf</a> ※最終ページ「開発状況図」参照</p>

(回答者)

一般社団法人横浜みなとみらい21

企画調整部 平山・安原

TEL：045-682-4404

E-mail：mm21zeroemissions@ymm21.or.jp